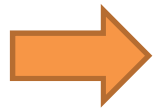


## 「量の見込み」の見直しについて

子ども・子育て支援法及び同法に基づく基本指針により、区市町村においては、「教育・保育」及び放課後児童健全育成事業をはじめとする「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」が計画と大きく乖離している場合に、中間年を目安として計画の見直しを行うこととなっている。

都道府県においても、区市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととなっている。



都においては、区市町村における「量の見込み」を集計したものを基本として検討（見直し）

### ＜区市町村による「量の見込み」の算出方法＞

※ フルタイム、パートタイム、ひとり親家庭等

#### ■ 児童のいる家庭にアンケート調査を行い、以下の方法により算出

推計児童数（人） × 家庭類型（割合）※ × 利用意向率（割合）

- ・ 教育・保育は、各認定区分ごと、年齢区分（0歳～就学前、0歳、1・2歳、3歳～就学前）ごとに算出
- ・ 学童クラブは、可能な限り学年ごとに算出

#### ■ 算出にあたっての留意点

- ・ トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。
- ・ 待機児童の解消を図るとともに、女性の就業率8割に対応できるよう、整備することを踏まえること。

認定区分	保育の必要性
1号認定 (3歳以上)	なし (幼稚園等での教育を希望)
2号認定 (3～5歳)	あり
3号認定 (0～2歳)	

内閣府「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」等より引用